



グラキッズ運動教室 規約

第1条

グラキッズ運動教室と言う。(以下「本教室」という。)

第2条

本教室本部は、富山県富山市金泉寺44-1に置く。

第3条

運営

本教室の運営（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社富山グラウジーズが行う。

第4条

入会資格

本教室に入会できる方は、本教室の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とする。(以下「メンバー」という)

第5条

目的

本教室は、幼児期から児童期に必要な多様な動きを身につけ、健全な心身の育成、自ら考えて行動できる子どもへと育成することを目的とする。

第6条

入会

1. 手続き

本教室に入会する方は所定の入会手続きを行い、本教室の承認を得た上、定める会費・諸費用をお支払いいただく。

2. 資格停止及び除名

本教室は、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができる。

I. 本教室の定める会費・諸費用につき、1ヶ月以上滞納したとき。

(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただく。)

II. 施設を故意に毀損したとき。

III. 本規約、その他本教室が定める規則に違反したとき。

- IV. 本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- V. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- VI. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- VII. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- VIII. 本教室の合理的な指示・指導に従わないとき。
- IX. その他本教室が、社会通念に照らし、本教室メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。
(メンバーの家族、親戚等も含む)

3. 会費等の支払い

- I. メンバーは、本教室の定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本教室が定めるものとする。
- II. メンバーが本教室のメンバー資格を有する限り、現実には本教室の活動を行っていない場合も支払い義務が発生する。
- III. 会費等は途中休会・退会等のいかなる理由であっても返金対応はしないこととする。

第7条

会費等の不返還

- 1. 一旦支払われた会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第8条

休会・退会

- 1. 基本として休会はないものとする。
- 2. 基本として退会はないものとする。
- 3. 本教室（アカデミー）事務局が止む終えない事情と判断した場合には休会・退会を受理するものとする。

第9条

休校

- 1. 祝祭日
- 2. 事務局指定日
- 3. その他緊急止む得ない場合（使用施設の都合、その他天災・事故等子どもに危険が及ぶと判断される事態が生じた場合）

第10条

指導日

- 1. メンバーは定められた曜日、時間にて指導を受けることができる。
- 2. 1コースの指導回数は、全8回とする。
- 3. 所定の指導日は、変更又は中止することがある。

第 11 条

怪我

1. メンバーは教室時間中に身体上の傷害を受けたとき、指導員に報告し、指導員の指示に従うものとする。
2. メンバーが規則の定めに従わなかったり、指導員の指示に従わない場合に起きた事故については、責任は一切負わないものとする。

第 12 条

保険

1. 本教室の保険などに関しては、全て「CHUBB 損害保険」に加入している。
2. 本教室に通院した旨を申告したものに限り、保険の範囲内で通院費等、完治までの責任を負うものとする。

第 13 条

変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに本教室まで届け出るものとする。

第 14 条

諸費用等の改定

本教室は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。この場合、本教室は改定日の 1 ヶ月以上前までに案内状及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとする。

第 15 条

本教室による肖像の利用

1. 本教室はメンバー・保護者の肖像を撮影し、または記録することができる。
2. 本教室は記録した肖像を新聞、雑誌、宣伝チラシ、ホームページに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用することができる。

第 16 条

細則

規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本教室が定めるものとする。

第 17 条

改定

本規約の改定及び変更は本教室により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとする。なお、本教室が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を案内状及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとする。

また、一定期間申出がなければ現会員は改定規約に改めて同意した事とみなす。その期間は改定日より一ヶ月とする。

第 18 条

附則

本規約は 2022 年 4 月 1 日より施行します。